

春です センキヨです！花に負けないきれいな選挙を



入場券は届きましたか？

届かない人はすぐ補充名簿の登録を

投票所入場券は、区長さん、町内会長さんを通じて、おそれとも四月一日までにおくばりします。

若し、選挙権がありながら（昭和十八年四月四日までに生れた日本国民で、ことしの一月三日以前から引き続き市内に住んでいる人）入場券が届かないときは、いちおう区長さん、あるいは町内会長さんにきてみて、そして入場券がないとわかつたら、四月七日までに下記の要領で補充名簿登録申請書を出してください。

知事選挙は四月十七日

どうぞいらっしゃい

立会演説会

知事	四月十一日	午後八時
県議	四月八日	午後八時
県議	四月九日	午後八時
成器西小学校		
北部中学校	四月十日	午後八時
平泉寺公民館	四月十二日	午後八時
鹿谷小学校		

投票用紙をまちがわないように

知事は白色、県会議員は桃色ですから、まちがわないようにして下さい。

若しあわててまちがいますと、その投票は無効になりますから、よく注意して下さい。

ハンと証明書を忘れずに

不在者投票をする人

投票は、十七日の投票日に指定された投票所で行なうのが原則ですが、特に次のような事情で、都合の悪い人は、知事は三月二十三日、県議は四月二日からそれぞれ四月十六日午後五時までに市選挙管理委員会（市役所二階市長室隣）で不在者投票ができます。不在者投票をする人はハンと不在者投票をしなければならない証明書（例えは会社の仕事で出張するときは社長、市外の土木工事に出稼ぎしているときは、その事業主）を持つてきて下さい。

- (1) 市外で職務または業務に従事していること。
- (2) やむを得ない用務または事故のため、市外に旅行しているか在していること。
- (3) 病気、負傷、妊娠、不具、産後のうち、どれかのために投票所まで歩いていけないこと。
- (4) 梱めてまれなことじょうが監獄、少年院または婦人矯正院に収容されていること。
- (5) 県内の県会議員の選挙区の区城外に住んでいること。

「一票売るまい買うまい誘うま」